高水管第981号 令和5年4月1日

各 位

高 槻 市 水 道 事 業管理者 上田 昌彦 (公 印 省 略)

### 給水装置工事施行指針等の改訂及び訂正について(通知)

平素は、高槻市水道事業にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

みだしのことについて、別紙「給水装置工事施行指針及び給水装置工事申込手続ガイド改訂一覧表」の 通り改訂および訂正いたします。

なお、改訂及び訂正した給水装置工事施行指針及び給水装置工事申込手続ガイドは、ホームページに 公開いたします。

記

- 1 適用年月日 令和5年4月1日以降に申込みをする給水装置工事
- 2 主な変更点 別紙「給水装置工事施行指針及び給水装置工事申込手続ガイド改訂及び訂正一覧 表」参照

以上

### • 改訂箇所

## 給水装置工事施行指針

	掲載箇所	改定前	改定後
1	第2編第1章 (P13)	高槻市指定給水装置工事事業者審查委員会処分基準	高槻市指定給水装置工事事業業者の違反行為の処分
	総則		等に関する要綱
	(基準・要綱)		(別紙要綱参照)
2	第2編第5章 (P128)	住民票	住民票 ※2
	手続き		※2住民票の提出に代わり、住民基本台帳ネットワ
	表-2.5.1.2		一クを利用した本人確認も可能だが、手続きに時間
	○ :提出するもの		を要する場合がある。
3	第3編様式第3号	3 布設した給水管が不要となった場合は、当該給	3 布設した給水管が不要となった場合は、当該給
	土地使用承諾書	水管の所有者が速やかに撤去する。	水管の所有者が速やかに撤去する。
		4 当該私有地を第三者に譲渡するときは、上記事	4 布設後の漏水事故、修繕に関する使用を予め承
		項を継承する。	諾する。
			5 当該私有地を第三者に譲渡するときは、上記事
			項を継承する。

### 給水装置工事申込手続ガイド

	掲載箇所	改訂前	改訂後
1	2 給水装置工事申込み (P5)	記載なし	寄付採納図
	表-1 第22号 添付書類		

# 給水装置工事施行指針及び給水装置工事申込手続ガイド改訂及び訂正一覧表

#### ・誤字訂正箇所

給水装置工事施行指針

	掲載箇所	訂正前	訂正後
1	第2編第2章 (P40)	「空気調和・衛星工学便覧第4巻第14版」を参考と	「空気調和・衛生工学便覧第4巻第14版」を参考と
	計画と設計	した。	した。
	表-2.2.5.6		
2	第2編第2章 (P42)	「空気調和・衛星工学便覧第4巻第14版」	「空気調和・衛生工学便覧第4巻第14版」
	計画と設計		
	表-2.2.5.10		
3	第2編第2章 (P44)	3) 受水槽式の計画―日使用水量等の算出	2) 受水槽式の計画一日使用水量等の算出
	計画と設計		
4	第2編第2章 (P75)	(表-2.2.15.4参照)。	(表-2.2.13.4参照)。
	計画と設計		
	3) Ø (2)		
5	第2編第2章 (P78)	原則として1階又は地下部分として、設置後も 維持	原則として1階又は地下部分として、設置後も維持管
	計画と設計	管理が容易にできる	理が容易にできる
	2) Ø (5)		(空白の削除)